

# 横浜市放課後キッズクラブに入るときに読んでください

## 1 放課後キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、放課後（学校が終わったあと）に、小学校を使って、子どもたちの面倒をみる制度です。令和2年度（※年度とは4月1日から来年の3月31日のこと）は横浜市のぜんぶの小学校にあります。

2つの目的があります。

①「遊ぶ場所」です。子どもはみんな使えます。お金は0円です。

②「遊ぶ場所」と「生活する場所」です。留守家庭児童（学校から家に帰ったときに、家族が仕事などでない子ども）が使えます。

## 2 放課後キッズクラブが開いている日について

放課後キッズクラブは、月曜日から土曜日まで開いています。

日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）は休みです。

放課後キッズクラブを閉めなければいけないときや、使う人がいないときは、休みになります。使える時間が短くなるときもあります。

また、使うことができる日や時間は、利用区分でちがいます。

### <放課後キッズクラブを閉めなければいけないとき>

	けいほう 警報が出ているとき	ねっちゅうしょうけいかい 熱中症 警戒アラート などが出ているとき	がっきゅうへいさ 学級閉鎖などに なっているとき
わくわく【区分1】	閉めます (休みです)	閉めます (休みです)	病気が広がらないようにするために、学校・学年・学級が学級閉鎖などになっている場合(※2)は、元気な人も放課後キッズクラブを使えません。
すくすく【区分2A・B】 (わくわく【区分1】のスポット利用(P4)に書いてあります)の場合はこちらを見てください)	開いています ※特別警報が出ているときは閉めます。	閉めます (休みです)	

※1 上の表に書いてない理由で、放課後キッズクラブを閉めることがあります。

※2 学級閉鎖になっていない学級や学年の子どもは、使えます。

## 3 放課後キッズクラブの利用区分について

使うときの区分は2つあります。

①「わくわく【区分1】」：遊ぶ場所として使う

②「すくすく【区分2】」：留守家庭児童が遊ぶ場所と生活する場所として使う

「すくすく【区分2】」は、午後5時まで使う「すくすく(ゆうやけ)【区分2A】」と、午後7時まで使う「すくすく(ほしぞら)【区分2B】」があります。

それぞれの利用区分(使うときの)のちがいは、次のページの表を見てください。

利用目的(どのように使うのか?)を考えて、選んでください。

利用区分	わくわく 【区分1】	すくすく【区分2】		
		ゆうやけ【2A】	ほしぞら【2B】	
利用目的	遊ぶ場所	遊ぶ場所+生活する場所		
とうろくじょうけん 登録条件 (使うことができる人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後キッズクラブがある小学校や義務教育学校前期課程に通っている子ども。</li> <li>放課後キッズクラブがある小学校や義務教育学校の近くに住んでいて、ほかの学校（国立小学校、私立小学校）に通っている子ども。</li> </ul>			
	—	<b>留守家庭児童等※であること</b>		
利用時間 (使いたい時間帯)	平日	放課後から <u>午後4時まで</u>	放課後から <u>午後5時まで</u>	放課後から <u>午後7時まで</u>
	土曜日	使えません	午前8時30分から <u>午後5時まで</u>	午前8時30分から <u>午後7時まで</u>
	土曜日ではない曜日で 学校が休みの日	1日のうち2時間（放課後キッズ クラブによってちがいます）	午前8時00分から <u>午後5時まで</u>	午前8時00分から <u>午後7時まで</u>
むか お迎え	さいしゅうげこうじこく 最終下校時刻（キッズクラブから帰る時間で、いちばんおせい時間）は、キッズクラブ で決まっています。さいしゅうげこうじこく 最終下校時刻よりあとに帰る場合は、保護者や保護者が決めた人が 子どもを迎えにいかねばなりません。			
りようりょう 利用料 (使うときに 払うお金)	0円 ※スポット利用は時間800円 +おやつのお金 (P4を読んでください)	1か月に2,000円+ <u>おやつのお金</u> (7月と8月は、 2,500円+おやつのお金) ※延長料(午後7時 まで使う時のお金)は1 回400円	1か月に5,000円+おやつ <u>のお金</u> (7月と8月は、 5,500円+おやつのお金)	
ほけんかにゅうりょう 保険加入料 (保険に入るための お金)	保険に入るためのお金が必要です。 1年間に、払うお金は800円より少ないです。 (放課後キッズクラブによってちがいます)			
ていじん 定員 (使うことができる人の 数)	なし	あり		
使うときに 必要なこと	りようもうしこみ 利用申込(使うための 申し込み)をする	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用申込(使うための申し込み)をする</li> <li>留守家庭児童等であることの<b>証明書</b></li> </ul>		
※食べもののアレルギーのある子どもは、 <u>学校生活管理指導表(コピー)</u> を必ず出してください。				

留守家庭児童等とは、学校から家に帰ったときに、家族が仕事などでいない子どものことです。

## 4 わくわく【区分1】の利用について

### (1) わくわく【区分1】について

子どもたち、みんなが遊ぶことができます。利用料（使うときに払う払うお金）は0円です。ちがう年齢の子どもと遊んで、次のことができるようにします。

- 創造性（新しいことを考える）
- 自主性（自分で考えて動く）
- 社会性（みんなとなかよくできる）

子どもたちが安全・安心に遊べるように、スタッフが助けます。

### (2) 利用できる時間

平日（学校のある日）	放課後から午後4時
土曜日	使えません <sup>※1</sup>
がっこうきゅうぎょうび 学校休業日（学校が休みの日）	1日のうち2時間（放課後キッズクラブでちがいます） <sup>※2</sup> <b>※夏休みは、週1回程度の利用になります</b> <sup>※3</sup>

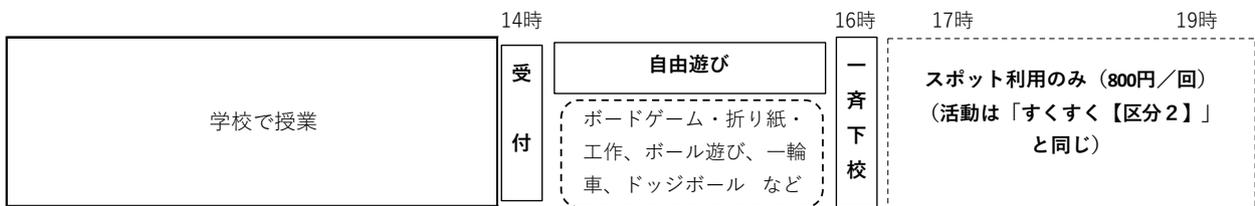
※1 スポット利用や、特別なプログラムのある日でプログラムに参加する場合は、使えます。

※2 午前・午後のどちらかで使えます。

※3 夏休みは、週1回程度のクラブが指定する時間で使えます。

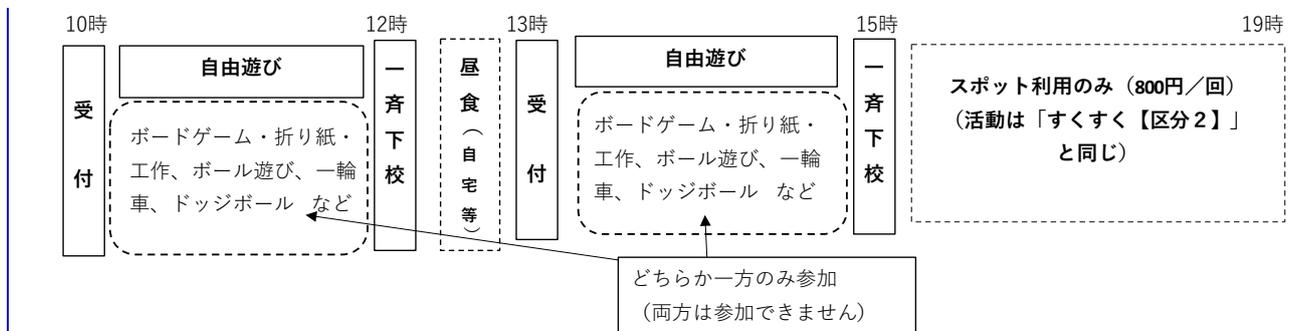
### (3) 一日の流れ（標準）

＜平日（学校のある日）＞



★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するおさんはプログラムに参加することもできます。

＜学校休業日（土曜日と夏休みを除く）＞



★利用方法は、学校がある日と同じです。

★わくわく【区分1】のおさんは、午前または午後の時間帯のどちらかの時間帯に参加します（両方は参加できません）。

★わくわく区分のおさんは、スポット利用の場合を除き、**キッズクラブ内では屋食を食べられません**。

※上の図は一例です。活動スケジュールや内容はちがうことがあります。

#### (4) 利用料金（使うときに、払うお金）について

わくわく【区分1】は<sup>むりょう</sup>0円（無料）です。※保険に必ず入ってください。

##### スポット利用について

スポット利用とは、保護者に用事がある家でいない時に、わくわく【区分1】の子どもが、午後7時まで使える制度です（土曜日・学校休業日も午後7時まで使えます）。スポット利用は、使う前に申し込みが必要です。使うためには1回800円のスポット利用料とおやつのお金がかかります。

##### <注意事項>

使う人が多いときは、スポット利用を使えない場合があります。

#### (5) プログラム参加のとき（午後4時より遅い時間のとき）

放課後キッズクラブでは、子どもたちの活動を良くするために、いろいろなプログラムがあります。わくわく【区分1】の子どもが午後4時より遅い時間のプログラムに参加する時は、プログラムが終わる時間まで参加することになります。帰る時間について、子どもに確認してください。

※ プログラムに参加するときには、<sup>ざいりょうひ</sup>材料費（材料のためのお金）などのお金がかかる場合があります。プログラムがある日や申し込みなどの<sup>ないよう</sup>くわしい内容はキッズニュースなどでお知らせします。

※ スポット利用のときには、プログラムが終わった後も、放課後キッズクラブに子どもを預けることができます。

#### (6) <sup>ひじょうじ</sup>非常時（外に出るのが危ないときなど）の<sup>りようせいげん</sup>利用制限について

<sup>けいほう</sup>警報が出ているときや、夏休み中の暑いとき、コロナウイルスが広がっているときで、外に出るのが危ないときは、わくわく【区分1】が使えないことがあります。

このようなときは、わくわく【区分1】が使えなくなる前に保護者の皆さまにお知らせをします。

##### <sup>か ききゅうぎょう りよう</sup><夏季休業の利用について>

<sup>か ききゅうぎょう ひ</sup>夏季休業日（夏休みの平日）は、わくわく【区分1】の子どもたちは週1回の利用となります。その日は、熱中症警戒アラートが出ていても出ていなくても利用できます。

## 5 すくすく【区分2A・B】の利用について

### (1) すくすく【区分2A・B】について

留守家庭児童（学校から家に帰ったときに、家族が仕事などでいない子ども）が使うことができます。

「遊びの場」と「生活の場」を提供し、元気に育つようにします。放課後キッズクラブで働いている人（放課後児童支援員など）が、子どもの家族と協力をして、子どもたちが元気に育つようにします。

子どもたちが、「生活習慣※」がしっかりできるように助けます。

※生活習慣とは？

次に書いてあるような、毎日の生活です。

- ・元気に生活するためにすること（手洗い、うがい、など）
- ・毎日の生活ですること（自分のものを使ったり、片付けたりすること、部屋やものをきれいに使うこと、宿題、など）
- ・放課後キッズクラブでの生活のこと（みんなでいっしょに生活するために協力をすること、など）

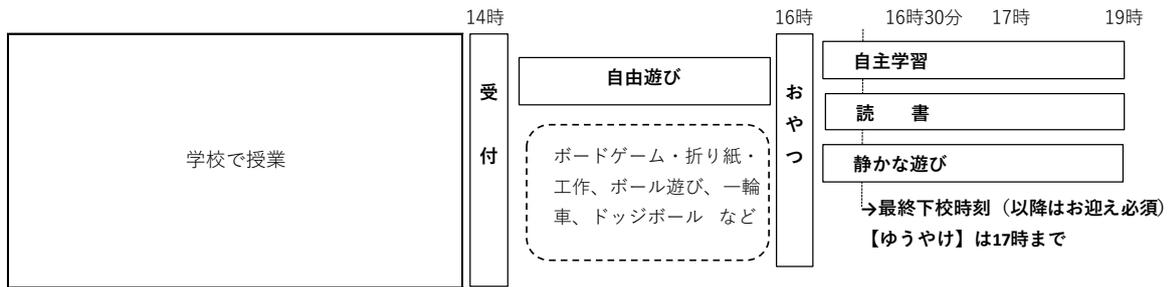
### (2) 利用時間

	すくすく（ゆうやけ）【区分2A】※	すくすく（ほしぞら）【区分2B】
平日	放課後から午後5時	放課後から午後7時
土曜日	午前8時30分から午後5時	午前8時30分から午後7時
土曜日ではない曜日で、学校が休みの日	午前8時00分から午後5時	午前8時00分から午後7時

※すくすく（ゆうやけ）【区分2A】は延長料（1回400円）を、払うと、午後5時から午後7時まで使うことができます。

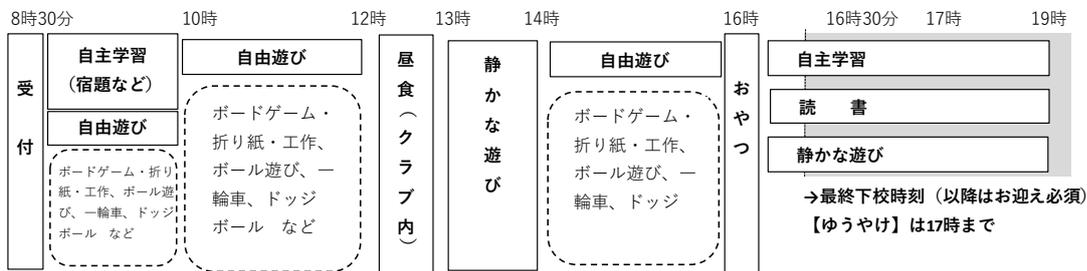
### (3) 一日の活動スケジュール

#### <平日（学校がある日）>



- ★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。
- ★16時以降は、おやつを食べたり、自主学習や読書など静かな活動を行います。
- ★キッズクラブが設定する最終下校時刻（季節によって異なる）を過ぎたら、保護者のお迎えが必要となります。

#### <学校休業日（土曜日も含む）>



- ★利用方法は学校がある日と同じですが、1日中キッズクラブで過ごすため、生活習慣やリズムが崩れないように配慮して活動します。
- ★土曜日は8時30分から開いています。

※上の図は横浜市が示す一例です。<sup>かつどう</sup>活動スケジュールや<sup>ないよう</sup>内容はちがうことがあります。

### (4) 利用料金について

すくすく【区分2A・B】は、「生活する場所（子どもが過ごす場所）」です。保護者は安心して子どもを預けることができます。保護者は子どもを育てることと働くことの両方ができます。すくすく【区分2A・B】を利用するときは料金を払います。利用料金はキッズクラブのために使います。

	すくすく（ゆうやけ）【区分2A】	すくすく（ほしそら）【区分2B】
利用料金（1か月に払うお金）	2,000円 （7月と8月は、2,500円）	5,000円 （7月と8月は、5,500円）
延長料金（午後7時まで）	1回400円	—

※保険に入ってください。（利用料金とは別にお金を払います）

※すくすく【区分2】の利用料は、その月に使うことがなくても、払ってください。

※おやつのお金がかかります。

※プログラムに参加するときには、<sup>ざいりょうひ</sup>材料費などのお金がかかることがあります。

プログラムがある日や申し込みなどの<sup>ないよう</sup>詳しい内容はキッズニュースなどでお知らせします。

※利用料金は放課後キッズクラブが決めた日にちまでに払ってください。

※すくすく【区分2A・B】の利用料には<sup>げんめんせいど</sup>減免制度があります（P9を読んでください）。

## (5) 学校休業日などの昼食

放課後キッズクラブで昼食を食べる必要がある日は、お弁当を持ってきてください。

(夏休みなどの学校休業日や、学校があっても給食が出ない日など)

夏はとても暑いので、お弁当の中身が悪くなることがあります。保冷剤<sup>ほれいざい</sup>(食べものなどを冷たいままにするもの)を入れるなどして、気をつけてください。

### 【横浜市の取り組み】

2024年の夏休みから、放課後キッズクラブで昼食を出しています。

お弁当を注文する場合、放課後キッズクラブに届きます。ですから、お弁当を持ってこなくても、クラブで昼食を食べることができます。

<2026年度、放課後キッズクラブで昼食を出したときのこと>

期間：夏休み・冬休み・春休み（お盆休み（2026年8月10日～8月14日）以外）

料金：400円/1食

昼食を注文できる人：すすく【区分2A・B】またはわくわく【区分1】に登録していて、昼食を希望した人は注文したい日に利用できます。

## 6 保険への加入<sup>かにゆう</sup>（入ること）について

放課後キッズクラブを使う人は、保険に入ります。けがや事故にあったときのためです。

保険に入るためには、お金を払います。1年間に払うお金は800円(子ども1人のお金)より少ないです。

放課後キッズクラブを申し込むときに、保険のお金を払ってください。

1年間の保険のお金は、返すことができません。

## 7 利用申し込みについて

放課後キッズクラブを使うときの申し込みは1年間（4月1日から来年の3月31日）です。4月から使いたいときは、下の表に書いてある日までに、必要な書類（紙）を用意して申し込みをしてください。

5月よりあとから使うときは、使いたい月の前の月の放課後キッズクラブが決めた日までに必要な書類（紙）を出してください。

利用区分	申し込むときに必要なもの	ていしゅつしめきり 提出 締切（この日までにしてください） ※4月1日から使いはじめるとき	
		新しく2年生～ 6年生になる子ども	新しく1年生になる子ども
わくわく 【区分1】	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用申込（使うための申し込み） ほけんりょう</li> <li>保険料（1年間に、払うお金は800円より少ないです）</li> <li>児童情報シート（キッズかけはしシート） じどうじょうほう</li> </ul>	放課後キッズクラブが決めた日まで	
すくすく 【区分2A・B】	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用申込（使うための申し込み） ほけんりょう</li> <li>保険料（1年間に、払うお金は800円より少ないです）</li> <li>児童情報シート（キッズかけはしシート） じどうじょうほう</li> <li>留守家庭児童等を証明する書類（紙） るすかていじどうとう しょうめい</li> </ul>		

**※新しく1年生になる子どもが、わくわく【区分1】を使うときは、放課後キッズクラブが決めた日から使うことができます。**

### 留守家庭児童等を証明する書類（紙）

すくすく【区分2A・B】を申し込むときは、次の表に書いてある書類（紙）を出してください。子どもといっしょに住んでいる家族みんなの書類（紙）を出してください。書類（紙）を出さないと、すくすく【区分2A・B】は使えません。

※保護者とは、子どものお父さん・お母さんなど、子どもの生活を守っている人のことです。

※兄弟や姉妹といっしょに、2人より多い数の子どもがすくすく【区分2A・B】を申し込むときは、留守家庭児童等を証明する書類（紙）を1枚、出してください。（利用申込は子どもひとりずつしてください）。

ほごしゃ じょうきょう 保護者の状況	各種証明書等
かいしゃいん こうむいん 会社員、公務員など	しゅうろう よてい しょうめいしょ 就労（予定）証明書
きんむよていしゃ 勤務予定者（仕事をする予定の人）	※登録をするときに一緒に出すことができない場合、「就労（予定）証明書」提出遅延届も出してください。「就労（予定）証明書」をもらったあと、システムで出すことが必要です。
しゅつざん 出産や子育てのため仕事を休んでいる人	じゅうろう よてい しょうめいしょ 就労（予定）証明書
じえいぎょう 自営業（自分で仕事をしている人）	じえいぎょうじゅうじしやどうしんこくしょ 自営業 従事者等 申告書
びょうきのひと かんご かいごちゅう ろうじん 看護・介護中の人（病気・ケガの人や老人の面倒をみている人）	びょうき しょうがいどうしんこくしょ 病気・障害等 申告書（※1） びょういん しんだんしょ ※病院の診断書などを出してください。
しょうがい しんたい ふじゆう 障害のある人（身体の不自由な人）	びょうき しょうがいどうしんこくしょ 病気・障害等 申告書 しんたいしょうがいしやてちょう ※身体障害者手帳などを出してください。
仕事を探している人	きゅうしよくかつどうしんこくしょ 求職活動 申告書（※2）
学校に通っている人（中学生、高校生は入りません）	がくせいしょう ざいがくしょうめいしょ 学生証のコピーか 在学証明書
じしん こうすい かじ 地震や洪水、強い風、火事などで困っている人	りさいしょうめいしょ 罹災証明書 ※ ※罹災証明書は次のところでもらえます。 じしん 地震で家がこわれたとき…区役所 地震のときの火事、火事、洪水や風で家が壊れたとき…消防署

※1 病気・障害等申告書の「出産」は、赤ちゃんが生まれる（予定）日より8週間前の日の月の最初の日から、赤ちゃんが生まれた日の8週間後の日の次の日の月の最後の日までです。

[多胎妊娠（2人以上の赤ちゃんが同じときにお腹にいること）のときは、赤ちゃんが生まれる（予定）日の前は14週間とその後8週間です]

※2 仕事を探しているときに、すくすく【区分2A・B】に登録ができるのは、登録日から3か月です。

仕事が決まったら、すぐに就労（予定）証明書を出してください。求職活動申告書を続けて出すことや登録を伸ばすことはできません。

## <すくすく【区分2A・B】の利用料減免制度について>

横浜市では、放課後キッズクラブのすくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】を使うためのお金がないひとを助けます。1か月に払うお金が安くなります。

### (1) 減免の対象となる人（払うお金が安くなる人）

①から③のどれかに当てはまる人が減免対象です。

- ① 生活保護世帯（生活保護を受けている家）の人
- ② 市民税所得割非課税世帯（市民税や所得税を払わなくてもよい家）の人
- ③ 就学援助世帯（就学援助を受けている家）の人

### (2) 減免金額（安くなるお金）

減免金額（安くなるお金）は1か月に2,500円までです。

(例) 月額利用料（1か月に払うお金）（※）が2,000円のとときは、減免のあとの利用料金は1か月に0円です。

月額利用料（※）が5,000円のとときは、減免のあとの利用料金は1か月に2,500円になります。

※減免対象となるのは月額利用料だけです。おやつのお金、材料代やプログラムの利用代など、わくわく【区分1】のスポット利用料（1回800円）、すくすく（ゆうやけ）【区分2A】の延長料（1回400円）と保険に払うお金はそのままです。

### (3) 減免制度を使うときに気をつけること

・(1)に書いてある①から③のどれかに当てはまらなくなったとき（例：就学援助を受ける人ではなくなり、受給（お金をもらうこと）をやめたとき、結婚をして非課税世帯では無くなったときなど）は、すぐに「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」を出してください。

・うそや悪いやり方で申請（申し込み）をして、減免を受けたときは、安くなる前の利用料を昔の分まで払わなければいけません。

**減免を受けたいときは次のページの「(4) 減免制度を使うときの手続き（申し込みの方法）」**

**を読んでください。**

#### (4) 減免制度を使うときの<sup>てつづ</sup>手続き (申し込みの方法)

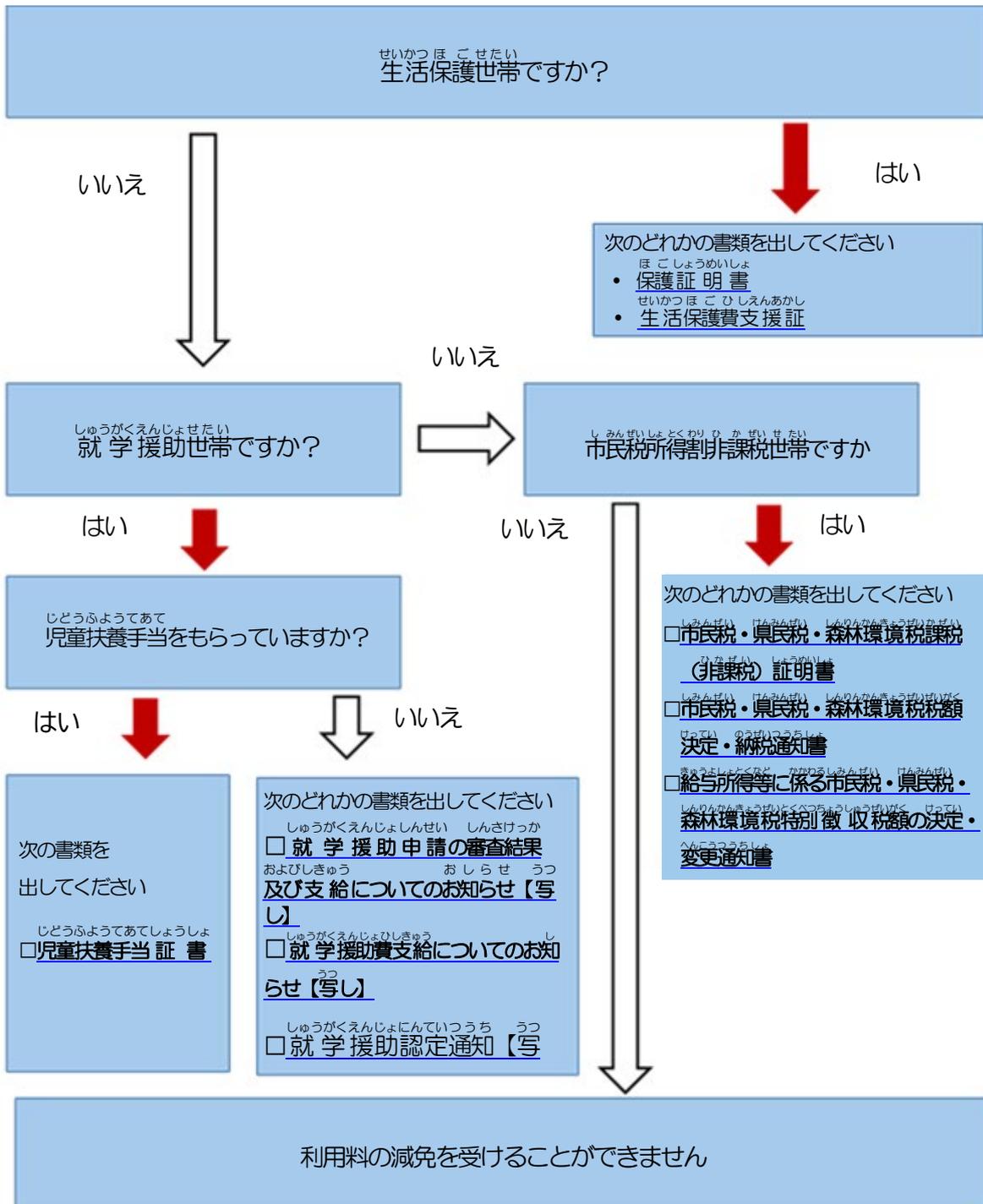
減免を受けたいときは、下の図と表をよく読んでください。「放課後キッズクラブ<sup>りょうりょうげんめんしんせいしよ</sup>利用料<sup>ていしゆつ</sup>減免申請書」と提出書類<sup>ししよるい</sup> (出す紙) をいっしょにクラブに出してください。※提出書類 (出す紙) や提出時期 (いつ出すか) は、人によって変わります。

年度の途中で減免になって、放課後キッズクラブの利用を申し込んだあとに減免を受けたいときは、提出書類を用意して、放課後キッズクラブに教えてください。

申し込みは、申し込みをする年の12月31日までに必ずしてください。この日を過ぎると、申し込みができなくなります。気をつけてください。

【次の図を見て、提出書類 (出す紙) を決めてください】

提出書類のことは次のページに書いてあります。



せたい 世帯	ていしゅつしよるい 提出書類	ていしゅつしき 提出時期 (いつ出すか)	もらえる場所や気をつけること	
せいかつほごせたい 生活保護世帯	ほごしょうめいしょ 保護証明書		ほごしょうめいしょ くやくしょ せいかつ しえんか せいかつ 保護証明書は、区役所生活支援課生活 しえんがかり だんとう 支援係の担当ケースワーカーにからもらって下さ い。(0円です。)	
	せいかつほごひしきゆうしょう 生活保護費支給証			
しみんぜいしよ 市民税所得 割非課税世 帯	しみんぜい けんみんぜい しんりん 市民税・県民税・森林 かんきょうぜいかぜい ひかぜい 環境税課税(非課税) 証明書	キッズクラブの もうこ 申し込みをする  時 または げんめんせいで 減免制度を う 受けようと する時	ぜいむか 区役所の税務課や行政サービスコーナーでたのんでくだ さい(1枚300円かかります)。	
	しみんぜい けんみんぜい しんりん 市民税・県民税・森林 かんきょうぜいぜいがく けてい 環境税 税額決定・ のうぜいつうちしよ 納税通知書		区役所で税金をはらっている場合は、区役所から とどきます	
	きゅうよしよとくなど かかわる 給与所得等に係る しみんぜい けんみんぜい しんりん 市民税・県民税・森林 かんきょうぜいとくへつちようしゆう 環境税特別徴収 ぜいがく けてい へんこう 税額の決定・変更 つうちしよ 通知書		会社で税金をはらっている場合は、会社でもらえます。	
しゅうがくえんじよ 就学援助 せたい じどうふよう 世帯(児童扶養 てあて 手当をもらって いる)	じどうふようてあてしよしよ 児童扶養手当証書		ゆうこうきげん 有効期限(使える期間)がすぎた証書は 使えません。 有効期限(使える期間)を確認してください。	
しゅうがくえんじよ 就学援助 せたい じどうふよう 世帯(児童扶養 てあて 手当をもらって いません)	しゅうがくえんじよしんせい しんさ 就学援助申請の審査 けっかおよびしきゆう 結果及び支給 おしらせ についてのお知らせ	がつ 8月まで または がついこう 8月以降は がっこう 学校からもらっ たら すぐに出して ください	<ul style="list-style-type: none"> <li>4月のはじめに申し込みをした人は、7月のおわり頃に学校から届きます。4月よりあとにはらった利用料も、減免になります。(減免になったお金はあとでもどります。</li> <li>1年生がもらえる「入学準備費」 にはありません。</li> </ul>	
	しゅうがくえんじよしきゆう 就学援助費支給 し についてのお知らせ			
	しゅうがくえんじよにていつうち 就学援助認定通知			

※1 じどうてあて とくへつじどうふようてあて  
児童手当や特別児童扶養手当ではありません。

※2 しみんぜいしよとくわりひかぜいせたい  
市民税所得割非課税世帯の証明書はひとりずつ(1人に1枚)、もらえます。

家のみんなの証明書を確認します。子どもといっしょに住んでいる家族みんなの証明書を出してください。

※3 減免を受ける月によって、何年の証明書・通知書を出せばよいか、ちがいます。放課後キッズクラブに聞いてください。

※4 しゅうがくえんじよ  
前の年度に、就学援助と利用料の減免を受けているときは、4月から書類を出すまでの間は、減免になったお金(安くなったお金)をはらいます。就学援助の審査が終わって、減免を受けられなくなったときは、4月からの足りないお金をはらってください。

## 8 利用の決定（使うことができるかどうか）について

りようもうしこみ 利用 申込 に書いた りようかいしきぼうび 利用開始希望日（使いたい日） から使うことができます。

りようもうしこみ 利用 申込 にわからないことがあったときや、うそを書いたときは、すすく【区分2A・B】を使うことができません。そのときは、放課後キッズクラブの人から連絡があります。

## 9 新しく1年生になる子どもがはじめて使うとき

新しく1年生になる子どもが使えるようになる日（はじめて使う日）は、申し込んだ区分によってちがいます。

利用区分	利用開始日（はじめて使う日）
わくわく【区分1】	放課後キッズクラブが決めた日から使えます。 スポット利用（利用料800円+おやつのお金）のときは、4月1日から使うことができます。
すすく【区分2A・B】	4月1日から使うことができます。

<新しく1年生になる子どもが、使うときに気をつけること>

新しく1年生になる子どもが、4月1日からわくわく【区分1】が使えるようになる日までの間に、放課後キッズクラブを利用するときは、次のことに協力してください。

- ① 放課後キッズクラブに来るときと帰るときは、必ず保護者がいっしょにいてください。
- ② 使う前に、放課後キッズクラブの人とお話をする必要があります。子どものことを教えてください。

## 10 利用区分を変えるとき

申し込んだ後に、利用区分を変えたいときは、<sup>りようくぶんへんこうもちこみ</sup>利用区分変更 申込（利用区分を変える申し込み）をしてください。

<sup>とちゅう</sup>月の途中で利用区分を変えることはできません。利用区分変更申込の紙を、変えたい月の前の月の放課後キッズクラブが決めた日までに出してください。夏休み（7月と8月）は放課後キッズクラブの人数によって新しい活動の場所を作る必要がある場合がありますので、放課後キッズクラブが決めた日までに出してください。

利用区分を変えると、子どもの生活のリズムが変わります。大変なので、たくさん変えないでください。

<<sup>るすかていじどうとう</sup>留守家庭児童等 <sup>しょうめい</sup>を証明する書類（紙）を出すとき>

・<sup>とちゅう</sup>途中で、わくわく【区分1】から、すすく区分（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に変えるときは、<sup>るすかていじどうとう</sup>留守家庭児童等 <sup>しょうめい</sup>を証明する書類（P8を読んでください）を出してください。

・一度すすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に登録していた人が、わくわく【区分1】からすすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】にまた変えるときは、<sup>しゅうろうしょうめいしよ</sup>就労 証明書 の内容に変更がない場合、「<sup>しゅうろう</sup>就労（予定）<sup>しょうめいしよ</sup>証明書」をまた出さなくてもよいです。

就労状況（仕事の状況など）に変更がある場合、また「<sup>しゅうろう</sup>就労（予定）<sup>しょうめいしよ</sup>証明書」を出す必要があります。

また、<sup>か</sup>年度が替わる時に <sup>けいぞくりようもちこみ</sup>継続利用 申込（そのまま利用を続けるための申し込み）の場合も

「<sup>しゅうろう</sup>就労（予定）<sup>しょうめいしよ</sup>証明書」を出す必要があります。

・すすく【区分2A・B】の中で変えるとき（ゆうやけ【区分2A】⇔ほしぞら【区分2B】）は、<sup>るすかてい</sup>留守家庭 <sup>じどうとう</sup>児童等 <sup>しょうめい</sup>を証明する書類（紙）は出しません。

・仕事が変わったときは、<sup>るすかていじどうとう</sup>留守家庭児童等 <sup>しょうめい</sup>を証明する書類を出してください。

発行 令和8年2月

横浜市<sup>せいしょうねんきょくほうかごじどういくせいか</sup>こども青少年局放課後児童育成課